

(対象となる改修工事の内容)

- 1 介助用の車いすで容易に移動するため通路又は出入り口の幅を拡張する工事
- 2 階段の設置(既存の階段の撤去に伴うものに限る。)又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその解除を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移動台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具と取り替える工事
- 4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 5 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 6 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)
- 7 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他のとの開閉を容易にする器具を設置する工事
- 8 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

(添付書類) ※印のものについては、建築士、登録性能評価機関等発行の証明書で代用可能

- 改修工事にかかる明細書(改修工事の内容及びその費用が確認できるもの)※
- 改修工事箇所の写真(改修完了前及び完了後のもの)
- 領収書の写し(改修工事費用の支払いが確認できるもの)
- 補助金等の明細の写し

居住者の方が要介護及び要支援認定者、又は障害者の場合

- 介護保険被保険者証等の写し
- 身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、戦傷病者手帳等またはこれらにかわるものの写し

(その他)

- この制度により減額を受けることができるのは1戸につき一度限りです。
- 新築住宅の減額や、耐震改修工事の減額と同時に適用されません。ただし、省エネ改修工事による減額との同時適用は可能です。
- 土地についての減額はありませぬ。

※ 必要に応じて現地調査をさせていただく場合があります。その際にご協力をお願いいたします。